

転入学・編入学の受付について

1 転入学

- (1) 受入時期 受入時期は、随時とし、校長が決定する。
- (2) 志願資格 次の各号に該当する者とする。
- ア 次のいずれかに該当する者
- (ア) 保護者の転勤等に伴う一家転住により、在籍する高等学校（以下「在籍校」という。）への通学が困難となる者
- (イ) 特別な事情により転入学が適切であると校長が認めた者
- イ 転入学する学年・学科に関する者と同等以上の学力を有する者
- (3) 手続 ア 転入学を志願する者は、在籍校の校長に転学願を提出するものとする。
- イ 転学願の提出を受けた在籍校の校長は、本校校長に対し、次に掲げる書類を送付しなければならない。
- (ア) 転学照会（転学事由を含む）
- (イ) 在学証明書
- (ウ) 学業成績証明書
- (エ) 単位修得証明書
- (オ) その他必要な書類
- (4) 試験 学力検査（国語・数学・英語）、面接等を行う。転入学試験の実施日については校長が決定する。

2 編入学

- (1) 受入時期 受入時期は、随時とし、校長が決定する。ただし、高等学校又は中等教育学校を中途退学した者については、原則として第2学年以上の第1学期当初とする。
- (2) 志願資格 次の各号に該当する者とする。
- ア 次のいずれかに該当する者
- (ア) 保護者ととともに、継続して1年以上外国に在住し、我が国の高等学校に相当する学校に在籍し、又はした者で、帰国後3年を経過していない者
- (イ) 保護者ととともに、継続して1年以上外国に在住し、我が国の中学校に相当する学校の課程を修了して帰国した者で、当該年度の愛媛県県立高等学校入学者選抜に出願できなかった者（(ア)に掲げる者を除く。）
- (ウ) 中等教育学校に在学する者で、保護者の転勤等に伴う一家転住により、在籍校への通学が困難となる者
- (エ) 高等学校の第2学年（中等教育学校にあつては、第5学年）以

上に在籍した後又は1学年終了時まで在籍し、第2学年への進級が認められた後、中途退学した者で、退学の事由が無くなったと校長が認める者

(オ) その他校長が相当の事由があると認める者

イ 相当年齢に達している者

ウ 編入学する学年・学科に在籍する者と同等以上の学力を有する者

(3) 試 験 学力検査（国語・数学・英語）、面接等を行う。転入学試験の実施日については校長が決定する。

(4) 手 続 編入学を志願する者は、校長に対し、次に掲げる書類を提出するものとする。

ア 編入学願（編入学の志願事由を含む。）

イ 外国の教育機関等における学修の履歴を証明する書類（海外帰国子女に限る。）

ウ 海外での在学期間を証明する書類（海外帰国子女に限る。）

エ その他必要な書類

3 問い合わせ

担当：教務課（教務主任）までお問い合わせください。

4 その他

転入学・編入学については、愛媛県教育委員会の高校教育課のホームページに詳しい内容が掲載されていますので、そちらの方もご参照下さい。

問い合わせ先

愛媛県教育委員会高校教育課指導係

(TEL089-912-2953 FAX 089-912-2949)